

平成 25 年 3 月 26 日

消 防 庁

「平成 24 年度 救急業務のあり方に関する検討会 報告書」の公表

救急出動件数は年々増加しており、今後も引き続き救急需要の増大が見込まれる中、救急搬送体制の強化や救急業務の高度化等、救急業務の今後の課題やそれに対する対応策を検討するため、消防庁では「救急業務のあり方に関する検討会」を開催しました。

特に、救急救命士を含む救急隊員等の教育のあり方については、重要な検討項目として、検討会の下に「救急業務に携わる職員の教育のあり方に関する作業部会」を設け、必要な検討を行いました。

これらについて、検討した結果を報告書として取りまとめましたので、別添のとおり公表します。

【検討の概要】

1. 救急業務の高度化

医療機関と連携を行う「ICTを活用した救急活動」について

2. 消防と医療の連携

傷病者の搬送及び傷病者の受入れに関する実施基準の運用状況について

3. 救急業務に携わる職員の教育のあり方

(1) 救急救命士資格を有する職員の教育のあり方

(2) 救急隊員の資格を有する職員の教育のあり方

(3) 通信指令員の救急に係る教育のあり方

4. 救急出動件数等の将来予測

救急出動件数及び搬送人員の将来予測について

5. 応急手当の普及促進

救命入門コースやe-ラーニングなど、分割型の応急手当講習の実施状況や課題整理について

【別添資料】

「平成 24 年度 救急業務のあり方に関する検討会 報告書」のポイント

※[報告書全文](#)については、消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/>) に掲載します。



【連絡先】

消防庁救急企画室

担当：定岡補佐・鮫島係長・佐々木事務官

TEL：03-5253-7529（直通）

平成 24 年度救急業務のあり方に関する検討会報告書のポイント

1. 検討会設置の背景と目的

平成 23 年中における全国の救急業務の実施状況について、出動件数が 570 万件を越え、前年と比較して約 24 万件（4.5%）増加し、搬送人員についても 518 万人（前年比約 20 万人、4.1%増）となり、出動件数、搬送人員ともに過去最多を記録した。

このような背景の中、救急業務を取り巻く様々な検討事項について、今後の救命効果の向上を図ることを目的に、「救急業務のあり方に関する検討会（以下、「検討会」という。）」（座長：山本保博 東京臨海病院病院長）を 3 回に渡り開催し、必要な研究・検討を行った。

この中で、特に救急救命士を含む救急隊員等の教育のあり方については、重要な検討項目として、検討会の下に「救急業務に携わる職員の教育のあり方に関する作業部会（以下、「作業部会」という。）」（部会長：横田順一朗 市立堺病院副院長）を設置し、必要な検討を行った。

救急業務のあり方に関する検討会 主要検討項目

24年度の主な検討項目

1. 救急業務の高度化

- 医療機関と連携を行う「ICT 技術を活用した救急活動」について



2. 消防と医療の連携

- 傷病者の搬送及び傷病者の受入れに関する実施基準の運用状況について

3. 救急業務に携わる職員の教育のあり方

作業部会設置

- ① 救急救命士資格を有する職員の教育のあり方
 - 指導的立場の救急救命士について
 - 救急ワークステーション方式について
- ② 救急隊員の資格を有する職員の教育のあり方
 - 救急隊員の技能維持・向上に関する教育のあり方について
- ③ 通信指令員の救急に係る教育のあり方
 - 口頭指導要領について
 - 救急指令業務に関する教育のあり方について



4. 救急出動件数等の将来予測

- 救急出動件数及び搬送人員の将来予測について



5. 応急手当の普及促進

- 救命入門コースやe-ラーニングなど、分割型の応急手当講習の実施状況や課題整理について



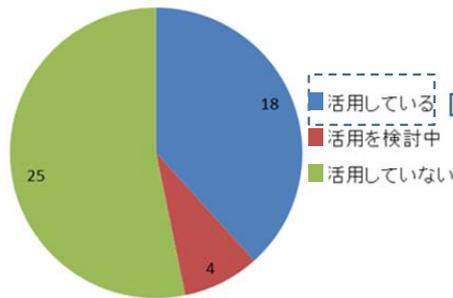
2. 概要

(1) 救急業務の高度化（ICT の活用）

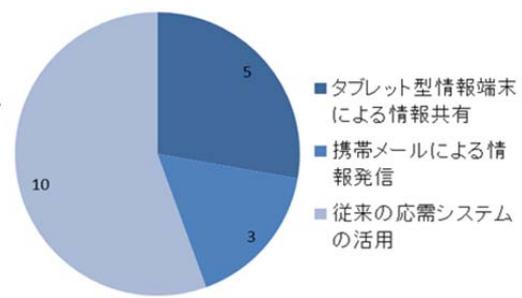
救急業務の高度化として「傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準（実施基準）」に対応した医療機関の選定などに ICT を活用することでこれを支援し、迅速かつ適切な搬送に繋げる取組が全国各地で進められている。

今回実施した実態調査では、実施基準における ICT の活用が 47 都道府県中 18 団体で進められ、このうち 8 団体ではタブレット型情報通信端末を活用した情報共有や携帯メールによる情報発信など ICT の積極的な活用が図られていた。

実施基準における ICT の活用状況



活用状況の内訳

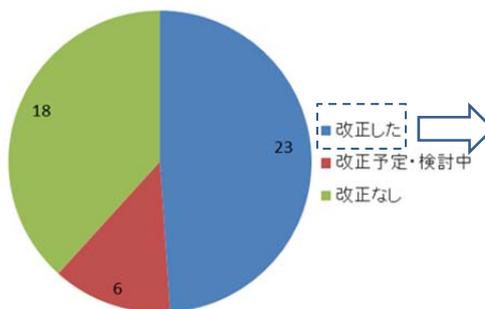


消防庁においては ICT を活用した消防と医療の連携について、全国における効果的な ICT システムの導入等に資するため、引き続き推進に係る必要な調査、研究等を実施していく必要がある。

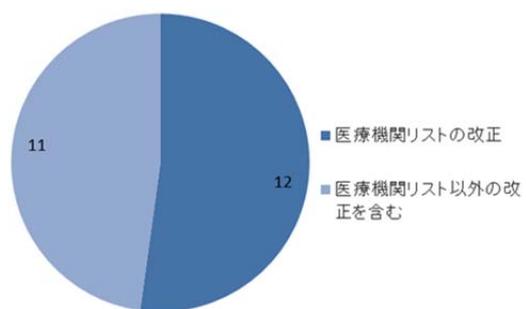
(2) 消防と医療の連携

実施基準の運用状況等を通じた消防と医療の連携について、都道府県に対して実施した実態調査では、実施基準の見直し状況について、半数以上の団体で実施済みあるいは見直し予定としており、各地域で必要となる見直しが見られている現状が分かった。また、実施基準に係る運用上の改善や工夫等を行ったかどうかについても、半数以上の団体で実施済みあるいは実施予定との回答があった。

実施基準の改正状況



実施基準の改正内容



消防庁では救急業務の質の向上に向け、メディカルコントロール体制を含めた消防と医療の連携方策について、実態調査などを通じてその動向を注視し、対策を講じていく必要がある。

(3) 応急手当の普及促進

救急出動件数の増加に伴い、救急出動要請から救急隊が現場に到着するまでに要する時間が年々延長する中、バイスタンダーによる応急手当が適切に実施された場合、救命効果が大きいことから、応急手当講習受講者の裾野を広げ、一人でも多くのバイスタンダーを育成するため、従来の講習に加えて「救命入門コース」の新設や「e-ラーニングによる講習」を推奨しており、今後も積極的に応急手当の普及・促進に取り組んでいく必要がある。

(4) 救急業務に携わる職員の教育のあり方

ア. 教育のあり方に関する実態（アンケート調査）

今回、救急業務に必要な教育訓練のあり方や、救急業務の質の維持や向上を目的とした支援方策等を検討するため、全国のすべての消防本部に対して教育のあり方に関する実態調査（アンケート調査）を実施した。

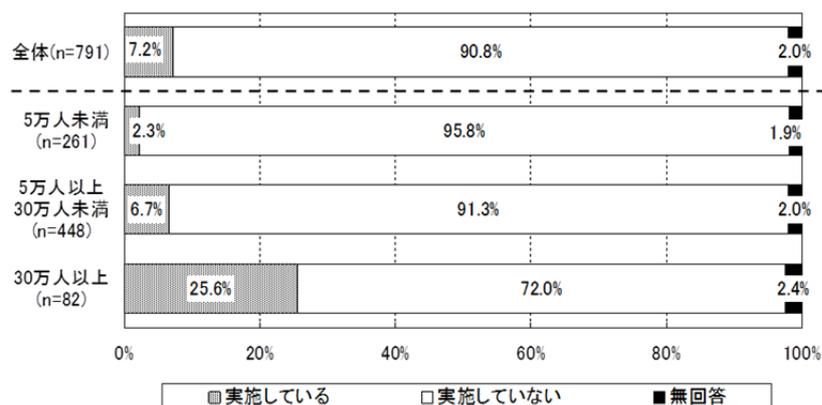
主な調査項目：救急救命士の再教育の実施状況
指導的立場の救急救命士について
救急ワークステーションについて
救急隊員の教育訓練の実施状況
通信指令員等への救急に係る教育の実施状況
救急に携わる職員の教育のあり方について 等

イ. 救急救命士の資格を有する職員の教育のあり方

今年度の実態調査結果等を踏まえ、救急救命士の教育のあり方については、再教育を行うべき救急救命士の増加により、消防本部においては再教育に要する「財政的負担」や「警防人員（勤務員）の確保」といった現実的な問題を抱えており、これらの課題に対応するため、経験豊富な救急救命士が他の者を指導することの必要性が高まっている。（791本部中116本部において、要綱等を設け実施）

また、救急ワークステーション（791本部中57本部で実施）については「施設設置型」と「病院派遣型」の2つの方式で普及が図られており、それぞれの利点と課題について比較検討した。

救急WSの実施



いずれにおいても、医療機関、医師等の協力が不可欠であり、設置にあたっては、関係機関との連携を図っていく必要がある。

ウ. 救急隊員の資格を有する職員の教育のあり方

救急救命士を除く救急隊員の教育等については、各消防本部の規模や教育体制などにより様々であり、今後、消防本部の規模にかかわらず一定の質が担保された教育が実施できるよう検討が必要である。

今回、救急隊員に必要な生涯教育として、“年度内において必ず実施する項目”と、“年度内において実施する項目”を定め、その教育時間数は“年間 80 単位”が必要とし、具体的な教育カリキュラムとして“チェックリスト”を策定した。

2 血圧

区 分	内 容	☑	コメント
血圧	血圧の正常値を理解しているか		
	普段の血圧を聴取したか		
	上腕を心臓と同じ高さに行っているか		
	聴音部、上腕動脈を聴取したか		
	マンシュートのサイズは合っているか		
	マンシュートの装着は的確か（マンシュートと上腕の間に指が1~2本入るか） Point: マンシュートの巻きが緩いかどうか、きついかどうか、など 上腕シヤントの確認（事前確認書）を確認したか		
	聴音部を聴取しながら加圧したか Point: 圧力が弱くなってから、さらに30mmHg程度加圧する		
	聴診器のヘッドを上腕動脈に当てながらゆっくりと減圧し、収縮期血圧と拡張期血圧を測定できたか		
	測定値は正しい値であったか Point: 聴診器や下段での測定も行うこと		
	所属・自己学習指導事項		

エ. 通信指令員の救急に係る教育のあり方

通信指令員が行う口頭指導は、救急隊の到着より早い段階から「救命の連鎖」に関わるという役割が果たせる。

今回、通信指令員に必要な救急に係る教育について検討を行い、国として初めて、通信指令員に必要な救急に係る教育項目を示し、「新口頭指導プロトコル」として示している。

オ. これからの救急救命士を含む救急隊員教育のあり方

今後、指導的立場の救急救命士を中心とした教育指導体制を構築するとともに、新任隊員から中堅隊員、救急隊長、救急救命士といったレベルごとの役割、目標を明らかにした上で、レベルごとの教育カリキュラムの策定が図られていくべきであると考えられる。このための教育方策として「救急隊員習熟段階制教育」を一方策として示し、段階制教育により文字通り“レベルアップ”することを目指し、職員の意欲や士気といったものの醸成に繋げると共に、指導的立場の救急救命士を“スペシャリスト”として位置付け、将来、気概と能力のある救急救命士の新たな活躍の場、目標とした。

救急業務の法制化から 50 年を迎えるにあたり、このような習熟段階制教育がこれからの消防業務における救急隊員教育の基底の考え方となるよう、引き続き諸課題を検討していく。



3. 委員名簿・開催経緯

(1) 救急業務のあり方に関する検討会

① 委員名簿

※五十音順、○印は座長

阿 真 京 子	(知ろう！小児医療 守ろう！子ども達の会代表)
有 賀 徹	(昭和大学病院 病院長)
有 賀 雄一郎	(東京消防庁救急部長)
石 井 正 三	(日本医師会常任理事)
岩 田 太	(上智大学法学部教授)
酒 井 昭 孝	(山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課消防主幹)
坂 本 哲 也	(帝京大学医学部教授)
佐 藤 有	(札幌市消防局警防部長)
島 崎 修 次	(国士舘大学大学院救急システム研究科長)
鈴 川 正 之	(自治医科大学救急医学講座教授)
土 井 稔	(佐賀県健康福祉本部医務課長)
藤 井 茂 樹	(大阪市消防局救急部長)
山 口 芳 裕	(杏林大学医学部救急医学教授)
○山 本 保 博	(東京臨海病院 病院長)
横 田 順一朗	(市立堺病院 副院長)
横 田 裕 行	(日本医科大学大学院医学研究科救急医学分野教授)

オブザーバー

井 上 誠 一	(厚生労働省医政局指導課長) ※平成 24 年 9 月 9 日まで
梶 尾 雅 宏	(厚生労働省医政局指導課長) ※平成 24 年 9 月 10 日から

② 開催経緯

回 数	開催日	主な議題
第 1 回	平成 24 年 7 月 5 日	(1) 検討会での検討事項について (2) 作業部会の設置について
第 2 回	平成 24 年 12 月 7 日	(1) 検討事項の中間報告について (2) 作業部会検討内容について
第 3 回	平成 25 年 3 月 7 日	(1) 報告書(案)について (2) 来年度の検討事項等について

(2) 救急業務に携わる職員の教育のあり方に関する作業部会

① 委員名簿

※各班五十音順、○印は班長

作業部会長

横 田 順一朗 (市立堺病院 副院長)

救急救命士の教育のあり方検討班

大 极 隆 (千葉市消防局警防部救急課長)

岡 本 征 仁 (札幌市消防局警防部救急課長)

小 林 一 広 (東京消防庁救急部救急指導課長)

田 邊 晴 山 (救急救命東京研修所教授)

○山 口 芳 裕 (杏林大学医学部救急医学教授)

救急隊員の教育のあり方検討班

○浅 利 靖 (弘前大学大学院医学研究科救急災害医学教授)

小 林 明 宏 (芳賀地区広域行政事務組合消防本部総務課課長補佐)

玉 川 進 (旭川医療センター 病理診断科医長)

福 井 豊 (神戸市消防局警防部救急課長)

松 川 茂 夫 (東京消防庁救急部参事兼救急管理課長)

通信指令員の教育のあり方検討班

○坂 本 哲 也 (帝京大学医学部教授)

名 取 正 暁 (横浜市消防局警防部司令課長)

林 靖 之 (大阪府済生会千里病院救命救急センター 副センター長)

三 浦 弘 直 (東京消防庁警防部副参事 (指令担当))

オブザーバー

井 上 元 次 (消防庁消防・救急課課長補佐)

徳 本 史 郎 (厚生労働省医政局指導課救急医療専門官)

平 中 隆 (横浜市消防局警防部救急課長)

② 開催経緯 (作業部会)

回	作業部会	救急救命士班会議	救急隊員班会議	通信指令員班会議
第1回	8月7日	8月29日 (合同班会議)		8月30日
第2回	10月2日	10月9日	10月10日	9月28日
第3回	11月20日	10月29日 (合同班会議)		

※これ以外に班として救急ワークステーション視察 (札幌市・横須賀市) を実施した

【参 考】

救急業務のあり方に関する検討会開催要綱

(開催)

第1条 消防庁救急企画室（以下「救急企画室」という。）は、「救急業務のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

(目的)

第2条 今後も見込まれる救急需要の増大に対し、救急業務のあり方全般について、必要な研究・検討を行い、救命効果の向上を図ることを目的とする。

(検討会)

第3条 検討会は、次項に掲げる構成員をもって構成する。

- 2 構成員は、関係各行政機関の職員及び救急業務に関し学識のある者のうちから、消防庁長官が委嘱する。
- 3 検討会には、座長を置く。座長は、構成員の互選によって選出する。
- 4 座長は検討会を代表し、会務を総括する。
- 5 座長に事故ある時は、座長が指定した構成員がその職務を代行する。
- 6 検討会には、構成員の代理者の出席を認める。

(作業部会)

第4条 座長は、必要に応じ検討会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の構成員は、関係各行政機関の職員及び救急業務に関し学識のある者のうちから、座長が指名する。

(構成員の任期)

第5条 構成員の任期は、平成25年3月31日までとするが延長を妨げないものとする。

(運営)

第6条 検討会及び作業部会の運営は、救急企画室が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他作業部会に関し必要事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月28日から施行する。